

鳥取県／島根県／福井県／石川県／新潟県「安全協定」——条文の項目

名称	島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定	島根県 島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定書	福井県 原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書	石川県 志賀原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書	新潟県 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書
第1条	○原発施設の運転・保守の安全確保の責務	(安全確保等の責務)	(「甲」の解釈と運用)	(安全性の確保)	(関係諸法令の遵守等)
第2条	○原子力の安全性に関する情報の公開	(情報の公開)	(関係諸法令等の遵守等)	(公害の防止)	(情報公開)
第3条	○放射性廃棄物が線量の目標値を下回るように放出管理	(放射性廃棄物の放出管理)		(環境放射線及び温排水等の測定)	
第4条	○核燃料物質などの保管と管理	(核燃料物質等の保管管理)		(原子力環境安全管理協議会)	
第5条	○周辺の環境放射線などの測定と公表	(環境放射線等の測定)		(測定の立会い)	
第6条	△増設計画などについての事前了解 (計画等の報告) ←	(計画等に対する事前了解)	(計画に対する事前了解)	(計画等に対する事前了解)	(計画等に対する事前了解)
	《中国電》事前の報告にとどめる。意見には誠意を持って対応する		(請負事業者の指導監督等)		
第7条	△核燃料や放射性廃棄物の輸送計画についての事前連絡 (核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)	(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)	(輸送計画の事前連絡)	(核燃料等の輸送計画に関する事前連絡)	(通報連絡)
	《中国電》情報提供するが、テロ対策から一部情報は除く ←				(取組状況等の報告)
第8条	○原発の運転状況などの平常時連絡	(平常時における連絡)	(平常時における連絡)	(平常時における報告)	(原子力発電所周辺環境監視評価会議の設置)
第9条	○保安規定における運転上の制限を満たしていない場合の連絡	(保安規定における運転上の制限を満足しない場合の連絡)		(異常時における連絡)	(測定結果の公表)
第10条	○原発の故障や放射性物質の漏えいなど異常時の連絡	(異常時における連絡)	(異常時における連絡)	(測定結果、平常時の報告事項及び異常時の連絡事項の公表)	(技術連絡会議の設置)
第11条	△原発内への立ち入り調査権(現地確認) ←	(立入調査)	(立入調査等)	(立入調査)	(立入調査等)
	《中国電》現地確認(説明)にとどめる		(立入調査の同行)		(状況確認等)
第12条	△立ち入り調査の結果をもとに適切な処置を求める権利 (12条は削除) ←	(適切な措置の要求)	(適切な措置)	(適切な措置の要求等)	(原子力発電所の安全管理に関する技術委員会の設置)
	《中国電》意見には誠意を持って対応 (12条は削除) ←		(運転再開の協議)		(立入調査を行う者等の選任)
	(以下は、12条が削除されたので、順に12条から21条までとなる)		(損害の補償)	(損害の賠償)	(適切な措置の要求)
第13条	○社員や委託者への教育訓練	(教育訓練)		(風評被害に係る措置)	(発電所トラブル等内部情報受付窓口の設置)
第14条	○防災対策の充実強化	(防災対策)	(原子力防災対策)	(関連企業者に関する責務)	(損害の補償)
第15条	○異常時の公衆への広報	(公衆への広報)	(公衆への広報)	(諸調査の協力)	(協力の要請)
第16条	○原子力本部からの直接連絡	(連絡の方法)	(連絡の方法)	(自主警備)	
第17条	○連絡の責任者を定める	(連絡責任者)	(連絡の発受信者)	(広報)	
第18条	○原発に起因する損害への補償	(損害の補償)		(違背時の措置)	
第19条	○県側が実施する安全確保対策の調査への協力	(諸調査への協力)			
第20条	—協定の改定について	(協定の改定)	(協定書の改定)	(協定の改定)	(協定の改定)
第21条	—実施細目の運用について	(運用)	(覚書)	(細則)	
第22条	—協定に定めのない事項などについて (この欄のみ、毎日新聞より引用 ゴシック体は当方で追記)	(その他)		(協議)	(その他)
改定等	2011年12月25日締結。	1972年3月に締結。市町村合併のため2006年2月2日に改定。	1971昭和46年8月3日に締結。以後5回改定。 2005年5月16日に最終改定	1988年12月1日締結。以後、合併のため2005年9月1日に改定。	1983年10月28日に締結。以後8回改定。 2007年6月18日に最終改定
特徴	隣接県としては、初めての「安全協定」の締結。電力会社と4つのポイントで妥協した。その4つのポイントは、原子力「規制」上、重要なポイントである。	締結後、さまざまな「事故・トラブル」発生にもかかわらず、改定していない。	5回の改定で、「立入調査」、「適切な措置」、「運転再開」などの条項を充実させてきた。	締結後、さまざまな「事故・トラブル」や「臨界事故隠し」があったにもかかわらず、改定していない。	「事故・トラブル」の発生毎に「通報連絡」、「立入調査」、「措置の要求」などの条項を改定、充実させることで対応してきた。

※ 鳥取県、米子市、境港市と中国電力が、隣接県として初めて締結した「安全協定」、島根県(鳥取県が参考にした「安全協定」)、福井、石川、新潟県(富山県の近隣3つの「安全協定」)合計5つの「安全協定」を選び、それぞれの条文を比較したものである。4つの条項については、こちらでゴシック体にして、線で結びつけてわかりやすくした。

フォーカス：安全協定—資料・2 「安全協定」をめぐる自治体の全国動向（2011年10月20日～12月28日）

年月日	関係団体	ニュースの概要
2011年10月20日	原子力安全委員会	原子力事故時の「防災指針」の見直しを進めている内閣府原子力安全委員会は、原発から半径8～10キロに設定されてきた避難などの防護対策を求める範囲を半径30キロ圏に拡大するなどとした指針案を固めた。
10月22日	福井県 滋賀県 京都府	関西電力が、福井県に隣接する京都府や滋賀県と、原発の「安全協定」を結ぶ方針であることが分かった。
10月25日	北海道 小樽市	内閣府原子力安全委員会が原子力防災対策の「緊急時防護措置準備区域（UPZ）」を原発から半径30キロに拡大する素案をまとめたことに関し、小樽市の中松義治市長は「市民の安全安心を守るため、範囲に入れてもらわなくてはならない。後志町村会と連携をはかり、道や国に拡大を求めたい」と述べ、後志全体で一体となり、国や道に見直しを求める考えを示した。
10月28日	静岡県	中部電力は、浜岡原発（御前崎市佐倉）で事故やトラブルが発生した際に情報提供をしている地元4市（御前崎、牧之原、菊川、掛川各市）以外の市町を従来の3市町から、藤枝市や焼津市など30キロ圏の7市町に拡大する。福島第1原発事故後、磐田市や藤枝市などが行った「安全対策の強化と情報公開の徹底の申し入れ」に応えた。
10月29日	長崎県 松浦市	国の原子力安全委員会が原発事故時の防護対策範囲を半径30キロ圏に拡大する防災指針案をまとめたことを受け、長崎県と松浦市、九州電力による玄海原発安全連絡会はこのほど、構成メンバーを拡大する方針を決めた。安全連絡会は、県と松浦市が「立地自治体だけでなく隣接自治体とも原子力安全協定締結を」と九電に要望し、それに代わるものとして昨年10月に発足。
10月31日	静岡県	浜岡原発（静岡県御前崎市）の半径30キロ圏に入る5市2町と中部電力でつくる「浜岡原子力発電所情勢連絡会」（仮称）が発足した。
11月 1日	原発周辺自治体	原子力発電所の事故の防災対策を重点的に整備する地域をおおむね30キロに広げること巡って、NHKが、30キロ圏内に入る周辺自治体に尋ねたところ、「電力会社との『安全協定』を新たに結びたい」と答えたのが60%余り。
11月 3日	原発関係自治体	原子力事故に備え、防災対策を重点的に進める区域が原発から半径約30キロ圏に拡大されるのを受け、国は2日、関係道府県への交付金を来年度予算の概算要求で、前年度の2倍以上に増額する方針を明らかにした。圏内の市町村数が44から約3倍の135に増えるため。
11月25日	滋賀県	福井県若狭湾岸の原発群に近い長浜、高島、米原、彦根4市の市長と原発3事業者の協議が、彦根市役所であった。各市から安全協定締結などの要請が出たが、事業者側は「関係者の意見を拝聴しながら真摯（しんし）に対応する」と述べるにとどまった。
11月26日	茨城県	県央地域9市町村の首長が会合を開き、東海村などに立地する原子力事業者と県、関係市町村が締結する「原子力安全協定」の広域化と枠組みの見直しを県に強く要求することを決めた。東海第2原発から原則20キロ圏内を新たに原発の「所在エリア」と位置付け、施設の新増設に対する事前了解や運転停止要求など所在自治体並みの強い権限をエリア内の自治体に付与すべきとの内容。東海第2原発の再稼働についても、事前協議にエリア内の自治体の参加を求める。
11月26日	九州 関係自治体	国の原子力安全委員会が原子力発電所の重点的防災区域を30キロ圏（UPZ＝緊急時防護措置準備区域）に拡大する方針を打ち出したことで、原発再稼働を巡って立地自治体だけでなくUPZ圏の自治体の動向が注目されることになった。読売新聞が九州電力の玄海原発（佐賀県玄海町）と川内原発（鹿児島県薩摩川内市）のUPZに加わる17自治体にアンケートしたところ、12自治体が「再稼働には我々の同意が必要」と回答。

年月日	関係団体	ニュースの概要
11月28日	鳥取県	中国電力島根原発（松江市）の安全協定締結に向け、平井伸治知事、米子市の野坂康夫市長、境港市の安倍和海副市長は26日、米子市内で会議を開き、協定内容が改定できることを条件に、中電側が示した内容を受け入れることで合意した。
12月13日	鳥取県	米子市議会は12日、全員協議会を開き、中国電力の島根原発（松江市）の安全協定締結について賛成多数で了承した。安全協定に対する態度決定は県内の関連自治体議会では初めて。
12月20日	鳥取県	鳥取県が年内にも、島根原発での事故発生時の補償などを盛り込んだ安全協定を中国電力と結ぶ。島根県側は、県と原発が立地する松江市が結んでいる。防災対策重点区域（原発から最大10キロ）圏外の動きに30キロ圏の出雲、雲南、安来市も注目している。
12月22日	鳥取県	鳥取県の平井伸治知事は、隣県に立地する島根原発（松江市）をめぐる「安全協定」を、25日に中国電力と締結する方針を明らかにした。
12月25日	鳥取県	島根原子力発電所での事故に備え、隣接する鳥取県と2つの市は、原子炉で異常があったときの連絡や住民への補償などを盛り込んだ「安全協定」を中国電力と結んだ。原子力施設が地元でない都道府県が電力会社と安全協定を結ぶのは全国初。
12月27日	滋賀県	福井県で原発を稼働する関西電力など3事業者と、滋賀県に長浜、高島市を加えた県代表者会は、「安全協定」の初協議を開いた。原発の安全性を確立し、県民の安全、安心を確保することを協議の基本方針に定めたほか、再稼働の事前了解などの権限がある福井県の協定を基本に内容を詰め、年度内に締結案を練ることで一致した。
	鳥取県	鳥取県の平井伸治知事は、関西広域連合委員会で、島根原発（松江市）に関する「安全協定」に基づき、中国電力から伝わった原発の情報を、必要に応じて同広域連合にも提供すると報告した。
12月28日	茨城県	日本原子力発電東海第2原発（茨城県東海村）周辺の9市町村長は、「安全協定」の対象となる自治体を9市町村（現行は5市村）に広げるよう県に申し入れた。定期検査中の東海第2原発の再稼働に関する発言権の拡大も求めた。山口やちふ副知事は「福島第1原発事故を踏まえれば、協定の枠組み見直しは当然だ」と述べ、前向きに検討する考えを示した。
	北海道	北海道は、倶知安町の後志総合振興局で、北海道電力泊原子力発電所（泊村）のある後志管内の市町村長との意見交換会を開いた。
	福井県	西川一誠知事は、隣接する滋賀県や京都府が関西電力などの電力事業者と協議している原発の安全協定について、「（原発事故の）リスクや安全に対する努力、歴史は、地域によって違う」と述べ、福井県と同等の協定を結ぶことに否定的な考えを示した。

※ 「安全協定」に関するニュースをインターネットで検索し、ヒットしたものをまとめたものである。

年月日は、検索した日によって、実施された日の後になることもある。

「安全協定」についてのニュースは、全国的に多数見られたが、12月に入り、鳥取県・滋賀県の動きが急である。今後、滋賀県の動向が注目される。